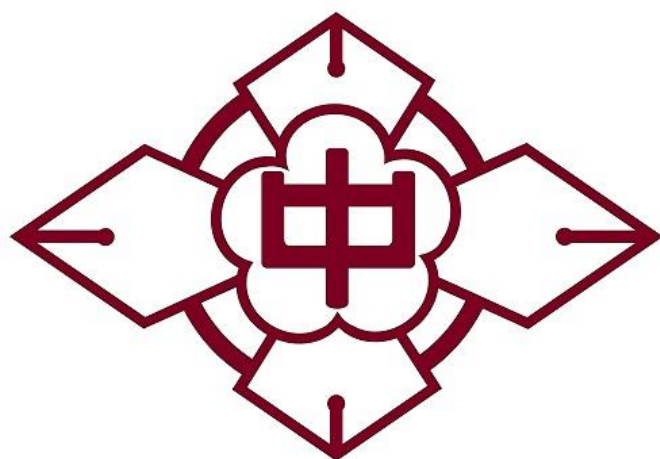


令和5年度(2023年度)

川中ガイドブック



新居浜市立川東中学校

新居浜市神郷二丁目4番1号

電話：0897-45-0180 FAX0897-45-0144

『川中ガイドブック』とは

『川中ガイドブック』は、川東中学校に通う生徒・保護者のための学校ガイドブックです。本校の概要を示しておりますが、わからないことや疑問などがありましたら、気軽にご相談ください。

またＨＰで個別に詳しく表記してあるところもありますので、併せてご利用ください。

目次

1 川東中学校について

学校紹介	3 ページ
年間行事予定	5 ページ
学級数・生徒数および教職員数	6 ページ
校章について	6 ページ
校歌	6 ページ

2 川東中学校の教育について

川東中学校区グラウンドデザイン	7 ページ
学校教育目標	8 ページ
教育課程表	9 ページ
校時表	9 ページ

3 学校生活について

川中の一日	10 ページ
特別支援学級について	11 ページ
スクールカウンセラーについて	11 ページ
欠席・遅刻・早退・見学するとき	11 ページ
部活動について	11 ページ

4 給食について

給食の流れ	12 ページ
アレルギー給食の実施	12 ページ
給食の実施方法	12 ページ
集金について	13 ページ
給食の申し込みのしかた	13 ページ
「給食申込書」記入例	14 ページ

5 事務的な手続等について

自動振替のお願いと手続き方法	15ページ
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について	17ページ

6 災害発生時の対応について

気象災害（台風・大雨等）発生時の対応について	17ページ
地震発生時の対応について	19ページ
非常変災時引き渡しカードについて	20ページ

7 インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザによる出席停止期間について	21ページ
インフルエンザ回復後の手続きについて	21ページ

8 保護者へのお願い

家庭でのお願い	22ページ
来校される際のお願い	22ページ
困ったことがあれば	22ページ

9 教室配置図

教室配置図	23ページ
-------	-------

10 就学援助費制度について

就学援助費制度について	24ページ
-------------	-------

11 入学後の転出学について

転入について	25ページ
転出について	26ページ

12 『自転車保険加入義務化』について

『自転車保険加入義務化』について	27ページ
自転車通学許可範囲について	30ページ

13 川東中学校校則

川東中生のきまり	33ページ
川東中生徒心得	35ページ

1 川東中学校について

学校紹介

昭和45年	4月	垣生、神郷、多喜浜、大島の各中学校を名目統合して川東中学校として発足
	8月	校章決定（2年二宮恵子作） 校歌歌詞決定（保護者三浦寛作詞）
	10月	女子制服決定（保護者、生徒投票による） 校舎建築起工 地鎮祭
	11月	校歌曲決定（保護者佐々木康作曲）
46年	3月	第1期工事 1980 m ² 完成（第2棟）
47年	3月	第2期工事並びに付帯設備完成（第1・3棟）
47年	4月	実質統合完了 生徒数 919 名
47年	5月	中庭池造成工事完成
47年	6月	屋内体育館 1120 m ² 完成
49年	11月	第1回文化祭
54年	11月	川東中学校創立10周年記念事業
		温室新設 武道場床張り ブラスバンド楽器購入 庭球用フェンス設置
58年	3月	校舎階段入口シャッター取付及び体育館倉庫改築
	11月	中庭壁画完成
60年	4月	プレハブ2教室新築及び自転車置場北2棟新築
62年	2月	柔剣道場新築落成
	9月	通学用西階段新設
平成 元年	3月	多目的広場完成
	3年 8月	3年理科室 机、床修理
	4年 3月	第2棟屋上防水工事
	3月	クラブハウス（部室）完成
	5年 3月	パソコン教室完成
	5年 3月	防球ネット延長完成
	6年 1月	北校舎屋上防水設備完了
	6年 2月	夜間照明設備
	7年 2月	体育館大規模改築終了
	9年 10月	スクールカウンセラーによる教育相談始まる
11年	8月	ふれあい相談室改修
	8月	家庭科室改修
12年	8月	パソコン 20 台新設
13年	2月	インターネット接続完了
	3月	給水設備改修 学校給食配膳室完成
	8月	職員室、音楽室（2・3階）、一組改修 パソコン 20 台新設
14年	1月	1学年教室にテレビ・ビデオ設置
	4月	学校週5日制、新学習指導要領完全実施
	8月	全教室テレビ・ビデオ

平成 15 年	1 月	多目的広場西プレハブ倉庫新設
16 年	6 月	普通教室に扇風機設置
18 年	3 月	東西靴箱にシャッターを設置
23 年	3 月	校舎耐震工事、大規模改修工事完成
27 年	10 月	テニスコート全面改修
29 年	9 月	校舎網戸増設
	12 月	校舎 1 階通路滑り止め塗装工事
30 年	8 月	校舎網戸増設
令和 元年	8 月	I C T 機器（電子黒板・書画カメラ 各 22 台）設置
	12 月	普通・特別教室及び学年室エアコン運用開始
令和 2 年	3 月	臨時休業措置（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応）
	4 月	4.7 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が 7 都府県に発出 4.16 全都道府県に拡大 4.21 川東中学校臨時休業 5.25 緊急事態宣言全面解除 5.25 授業再開 7.31 第 1 学期終業式 8.24 第 2 学期始業式
	11 月	文化活動発表会をリモートで開催
令和 3 年	1 月	川東中学校創立 50 周年記念行事 クロームブック充電保管庫設置完了

年間行事予定(令和5年度)

※実施時期等は変更になる場合があります。

	儀式的行事・教務・PTA関係	生徒会・文化・体育的行事	保健関係
4月	始業式、入学式、進級テスト、参観日、PTA総会(書面開催)	生徒会入会式、部活動紹介・入部 自転車点検、交通安全教室、 市長旗杯大会、避難訓練	心電図、内科健診、 検尿
5月	家庭訪問、PTA 花いっぱい運動	遠足、生徒総会	身体測定、内科検診、 検尿、血液検査
6月	期末テスト	市総体、校内弁論大会	内科健診、歯科検診、 眼科健診
7月	期末懇談会、終業式	職場体験学習(2年)、大洲青少年交流 の家(1年)、資源回収、県総体	
8月		四国総体、全国中学総体、 職場体験学習(2年)	
9月	始業式、休み明けテスト、 実力テスト(3年)	運動会、英語スピーチコンテスト、 市新人大会、	
10月	中間テスト	修学旅行(2年)、防災体験学習	
11月	PTA花いっぱい運動、 教職員バレーボール大会、 期末テスト	市駅伝大会、県新人大会、 文化活動発表会、校内合唱コンクール	モアレ検査
12月	人権同和教育基礎研修兼学級・ 学年別懇談会、教育相談、 期末懇談会(3年)、終業式	生徒会役員改選選挙、避難訓練、 資源回収、	
1月	始業式、休み明けテスト、 実力テスト(3年)、学年末テスト (3年)	生徒会引継式	
2月	少年の日記念行事(2年)、 新入生説明会、学年末テスト (1・2年)、新入生保護者説明会		
3月	卒業証書授与式、学年末懇談 会、修了式、離任式	資源回収	

行事予定が変更となる可能性があります。最新の予定は、HP行事予定内「月行事予定表」にてご確認ください。

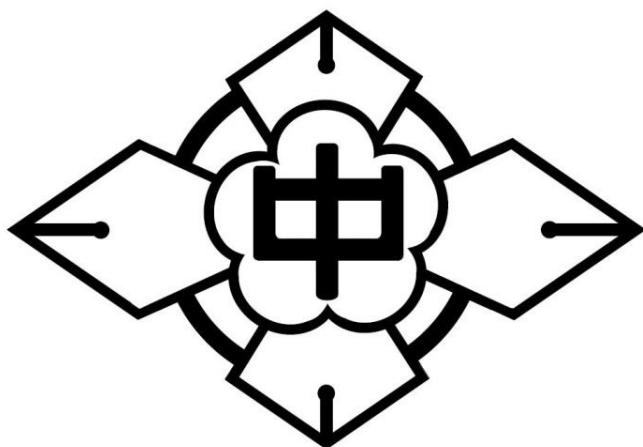
学級数・生徒数および教職員数

学級・生徒数

令和5年5月30日 現在

	男	女	小計	学級数
1 年	8 4 名	8 3 名	1 6 7 名	5 クラス
2 年	8 4 名	8 8 名	1 7 2 名	5 クラス
3 年	9 4 名	6 9 名	1 6 3 名	5 クラス
特別支援学級 (上記人数に含む)	1 0 名	3 名	1 3 名	3 クラス
合計	2 6 2 名	2 4 0 名	5 0 2 名	

校章について



校章 二宮恵子 作

趣旨

四つのペン先の形は旧四中学を表し、下のペン先は先人の築いた伝統をふまえて、上は未来の21世紀に生きる若人の飛躍を示し、左右は現在のたくましい歩みを象徴し、それらが丸い環で結ばれ、団結と和そして調和を表している。

中の花形は市の象徴である市花のつつじを形どり、名実ともに新居浜市のモデルスクールであることを希求している。

川東中学校校歌 (HPの学校紹介→校歌に楽譜が載っています)

三 国領川の いぶく工都の 力と熱に 明日をめざして 励まん我らの	二 うつろいやまぬ 世に人の持つ 理想の光 心やさしく 果たさん我らの	一 みどりににおう 山ふところの 瀬戸の島山 学びの道を 歩まん我らの
朝かげに たたずまい 限りなき もろともに 川東中学校	躍進の なさけあり かかげては はばたきて 川東中学校	高台の うち深く 遠く見て ひたすらに 川東中学校

2 川東中学校の教育について

川東中学校区グラウンドデザイン



学校教育計画

1 学校の教育目標

『豊かな人間性とたくましい実践力をもった生徒の育成』

2 生徒像・教師像・学校像

生徒像…進んで学び、心豊かに、たくましい生徒

教師像…組織を大切にし、健康で明るく、生徒と感動を共にする教師

学校像…信頼関係で結ばれた、明るく活気のある学校

3 経営方針

- (1) 生徒一人一人を大切にする教育実践及び授業力の向上
- (2) 家庭・地域から信頼される、地域とともにある学校づくり
- (3) 心と体を育み、豊かな人間性を育てる教育活動の推進

4 重点目標

- (1) 確かな学力を育てる学習指導の推進
 - ア 教材の精選及び指導の重点化を図り、生徒の実態や本校の課題に即した学習指導の改善、充実に努める。
 - イ 課題の発見と解決に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善の下、能動的に学習に取り組む態度の育成を図る。
- (2) 生徒一人一人を生かす生徒指導及び進路指導の充実
 - ア いじめ・不登校等の問題に対して全教職員の共通理解を図り、小学校や関係諸機関との連携を密にし、その解決に努める。
 - イ 生徒の能力及び適正に応じた個別指導を行い、自己実現を目指す進路指導を推進する。
- (3) 道徳教育・情操教育の推進
 - ア 人間としての生き方・在り方について深く考え、温もりのある生徒を育てる。
 - イ 「伝え合う力」を高める指導方法の工夫に努めるとともに、「特別の教科 道徳」の時間の学習を更に充実させ、体験活動も積極的に進める。
- (4) 教職員の研修の充実
 - ア 専門職としての自覚に立ち、自己の指導力の向上に努め、授業力の向上を図る。
 - イ 研修体制を整え、計画的・継続的な校内研修を進める。
 - ウ 全面実施から二年目を迎える学習指導要領の主旨を踏まえるとともに、生徒一人一台のタブレット端末を含めたＩＣＴ機器の効果的な活用方法を含め、指導方法の工夫、改善に努める。
- (5) 人権教育の推進
 - ア 自他の生命を尊び、人権尊重の精神を養う教育を推進する。
 - イ 差別の現実深く学び、「差別をしない」「差別に負けない」「差別を許さない」人権・同和教育の推進を図る。
- (6) 特別支援教育の充実
 - ア 全教職員の共通理解と支援に基づく特別支援教育の充実を図る。
 - イ 校内の支援体制を整備し、生徒の特性に応じた指導と合理的配慮の積極的な提供に努める。
- (7) SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けた教育及び健康・安全教育の推進。
 - ア 人・もの・自然との関わりを通じた持続可能な開発のための教育（ESD）の充実に努める。
 - イ 健康で安全な生活習慣の確立に努めるとともに、部活動や学校行事を通して、たくましく生きる生徒を育てる。
- (8) 業務改善の推進
 - ア 担当業務の適正化を図り、その取組を積極的に評価し合うことで、教職員一人一人が主観的幸福感を高めるとともに業務のやりがいを持つ職場を作る。
 - イ 組織として見通しを持った取組を進め、時間外労働時間の削減に努める。

令和5年度教育課程表

1 年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	英語	道德	特活	総合	合計
標準時数	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
前期 (20)	80	60	80	60	30	30	60	40	80	20	20	20	580
後期 (15)	60	45	60	45	15	15	45	30	60	15	15	30	435
年間授業時数	140	105	140	105	45	45	105	770	140	35	35	50	1015
2 年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	英語	道德	特活	総合	合計
標準時数	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
前期 (20)	80	60	60	80	20	20	60	40	80	20	20	40	580
後期 (15)	60	45	45	60	15	15	45	30	60	15	15	30	435
年間授業時数	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
3 年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	英語	道德	特活	総合	合計
標準時数	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015
前期 (20)	60	80	80	80	20	20	60	20	80	20	20	40	580
後期 (15)	45	60	60	60	15	15	45	15	60	15	15	30	435
年間授業時数	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015

11月の第2週から後期を開始

校時表 (標準の校時表です。短縮等はHP内の校時表をご覧ください。)

校時	時 間		生徒の動き
	6 時 間 授 業	5 時 間 授 業	
○	8 : 0 0 ~ 8 : 1 0		(職員朝礼)
○	8 : 1 0 ~ 8 : 2 0		朝の活動
○	8 : 2 0 ~ 8 : 3 0		朝の会
1 校 時	8 : 4 5 ~ 9 : 3 5		授 業
2 校 時	9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 5		授 業
3 校 時	1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 3 5		授 業
4 校 時	1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 3 5		授 業
昼 食	1 2 : 3 5 ~ 1 3 : 1 0		(昼食指導)
昼 休 み	1 3 : 1 0 ~ 1 3 : 3 5		昼休み・明日の予定記入
5 校 時	1 3 : 3 5 ~ 1 4 : 2 5		授 業
6 校 時	1 4 : 3 5 ~ 1 5 : 2 5		授 業
○	1 5 : 2 5 ~ 1 5 : 3 2	1 4 : 2 5 ~ 1 4 : 3 2	移 動
○	1 5 : 3 2 ~ 1 5 : 4 2	1 4 : 3 2 ~ 1 4 : 4 2	清 掃
○	1 5 : 4 2 ~ 1 5 : 5 0	1 4 : 4 2 ~ 1 4 : 5 0	移 動
○	1 5 : 5 0 ~ 1 6 : 0 5	1 4 : 5 0 ~ 1 5 : 0 5	帰りの会
	1 6 : 1 5 ~	1 5 : 1 5 ~	部活動開始

3 学校生活について

川中の一日

一 日 の 流 れ	生 徒 の ルール	保 護 者 の 方 へ
① 登 校 ※7:55には正門を通過する。 (8:00には教室内に)	◇遅刻をしない。(8:10以降は遅刻です。) ◇学校で決まっている服装「制服」で登校する。 ◇交通ルールを守り、通学路を通る。自転車通学生は、ヘルメットを着用する。(徒歩通学生は右側1列または2列、自転車は左側1列) ◇8:05までに、生活日誌「いぶき」、漢字帳、英単語帳を提出する。	※欠席・病院等での遅刻の場合は、朝8時までに学校に連絡してください。 ※7:40～8:00の間、車の乗り入れは禁止です。
② 朝の読書	◇10分間、静かに読書する。 (各自、マンガ・雑誌以外の読みたい本を用意する。) ◇週に一回、視写(コラム学習)をする。	
③ 朝の会	◇日直の司会で、1日の予定を確認する。 ◇班活動の取り組みなどを行う。 ◇健康調査、朝の伝達をする。	
④ 授 業	◇時間厳守。(3分前入室、1分前着席) ◇学習に必要な準備物及び学習用具等を忘れない。 ◇予習復習を大切にする。(自ら学ぶ姿勢) ◇授業の前後に大きな声であいさつをする。 「お願いします」「ありがとうございました」 ◇まじめに意欲を持って集中して取り組む。	
⑤ 昼 食	◇給食か弁当の選択 + 牛乳。 ◇昼食後、歯磨きをする。	※遅れて弁当を持って来られた方は、事務室前の棚に氏名を書いて置いてください。
⑥ 清 掃	◇時間厳守。一黙働・精働・皆働— ◇心を込めてまじめに時間いっぱい取り組む。 ◇反省と後片付けをする。	
⑦ 帰りの会	◇清掃終了後、「いぶき」に明日の予定を記入する。 ◇日直の司会で1日の反省を行う。 ◇学級独自の活動を行ったり、先生からの話を聞いたりする。	
⑧ 放課後	◇部活動に参加する。 ◇学級の活動、生徒会の専門委員会活動があれば参加する。	

特別支援学級について

川東中学校には、普通学級のほかに特別支援学級が4クラスあります。この学級は、普通学級では十分に力を伸ばすことができない、また特別に支援を必要とする生徒たちひとりひとりの障がいの状況や学習の状況に合わせた学習を行う学級です。

本校では、特別支援学級の生徒たちと、普通学級の生徒たちが共に学校生活を送ることにより、お互いの理解を深め合うことを目標としています。

本校の指導の重点目標の一つに特別支援教育の充実を掲げています。生徒たちも、ともに行動する中でお互いの理解を深め、いろいろなことを学び成長しています。

スクールカウンセラーについて

週に一度、スクールカウンセラーによる相談会を行っています。対象は、生徒・保護者・教職員で場所は本校1階の相談室です。子どものことに関する悩みや相談事などがありましたら、学校までご相談ください。窓口は生徒指導教諭・養護教諭・教頭です。

欠席・遅刻・早退・見学するとき

病気や忌引き等で欠席・遅刻・早退等をする場合は、保護者の方が学校へ朝8:00までに電話連絡(0897-45-0180)をしてください。また体育の授業を見学する際は「いぶき」の巻末にある「体育見学連絡カード」に保護者が記入し、切り離して生徒に持たせるようにしてください。

遅刻で保護者から連絡があった場合でも、生徒は一旦職員室に来て、職員室の廊下にある「遅刻確認票」に記入して、「遅刻確認票」を学年室に持って行くようにしてください。

部活動について

部活動の取組(令和5年度の部活動)

運動部		文化部
男子	女子	
・軟式野球部 ・サッカー部 ・バレーボール部 ・剣道部 ・バドミントン部 ・ソフトテニス部 ・陸上競技部 ・卓球部	・ソフトボール部 ・バレーボール部 ・バスケットボール部 ・剣道部 ・バドミントン部 ・ソフトテニス部 ・陸上競技部 ・卓球部	・美術部 ・吹奏楽部 ・家庭部 (茶道部は家庭部の活動として行っています。)
・水泳競技部 ・器械体操部 ・新体操部 ・柔道部 ・ハンドボール部 (※学校では活動していません。)		  

4 給食について

給食の流れ

新居浜市では中学校給食を実施しています。学校給食では、成長期の生徒に必要な栄養、カロリー、塩分摂取量などを考慮して、栄養教諭等が献立を作っています。

メニューは主食(ご飯・パン)、副食(3～4品)、牛乳です。学校給食センターが工場で調理し、学校の配膳員2名で清掃・安全点検をした配膳室に食缶で配送されます。給食は校長(不在の際は専門員)が検食をし、給食センターの3名を加えた配膳員5名で、4時間目終了後生徒が取りに来て受け渡しを行います。給食終了後も配膳員が手伝い片づけを行っています。

アレルギー給食の実施

- ① 実施手順: 意向調査 → 栄養士との懇談会 → 申し込み → 審査等を経て実施。
- ② 実施方法: 原則として主食は白ご飯。副食は、除去食。
専用の容器で配送し、ほかの生徒と同じ食器に移し替える。
- ③ 給食費: 原則として300円。
- ④ 実施開始日: 4月もしくは5月から(審査内容により決定)。

給食の実施方法

- ① 実施回数: 週5日実施(主食、副食、牛乳の完全給食)
- ② 希望方法: 弁当と給食との自由選択方式による予約制
- ③ 選択単位: 1か月単位(全食 もしくは 申し込まない)
- ④ 予約方法: 学校を通じて生徒に献立表を配布

生徒が保護者と相談し、「給食申し込み」の意志決定

学校で「給食申込書」を記入し、担任へ提出

「給食申込書」を給食センターへ送付

「給食確認票兼請求書」配付(申込者のみ)

給食センターが「給食申込書」に基づき給食実施

- ⑤ 給食費: 原則として1食300円(牛乳代含む)で、前納制となっています。
(給食費と牛乳代は別々に集金。)

※ なお、期日までに給食費が納入されない場合は、給食が中止されますので、ご注意ください。

- ⑥ 食 器:プラスチック(PEN樹脂)製
- ⑦ 配膳時の服装:白の給食衣、給食用白の帽子、マスク
(※小学生時の物を、継続使用も可)

集金について

※ 校納金として、銀行口座から引き落とされます。

給食費は前納制ですが、新入生につきましては、4月分と5月分の給食費を合わせて5月下旬に引き落としをさせていただきます。

(校納金口座振替 → P.15を参照してください)

給食の申し込みのしかた(「給食申込書」の記入方法)

中学校の給食では、基本的に牛乳は全員飲むことになっていますが、主食と副食は希望するかしないかを、「給食申込書」で調査します。以下の説明で給食と書いてあるのは主食と副食のことです。

①給食を申し込む場合

- 「献立表」を見て申し込んでください。
- 曜日の欄に*印のある日は給食のない日です。
- 1日単位の申し込みはできません。
- 申し込みをする場合は右端の全食の欄にだけマークしてください。
- 機械で読みとりをしますので鉛筆でていねいにマークしてください。

※ボールペンで記入すると読みとりができません。

②給食を申し込まない場合

- 「給食申込書」には何もマークしないで提出してください。

※ 「給食申込書」は給食センターでコンピュータ処理され、「給食確認票兼給食費請求書」が学校を通じて配布されます。

「給食確認票兼請求書」を見て、給食が正しく申し込まれているかを確認してください。万が一、間違い・変更があれば担任の先生に申し出てください。

「給食申込書」記入例

※ マークは必ず「鉛筆」で、丁寧にお願いします。
(ボールペンは、コンピュータの読み取りができません)

給 食 申 込 書

申込日

令和 年 月 日

申し込みをする月が、入力されています

私は、本カードにより下記のとおり 月分の給食を申し込みます。

年 組 氏名

お子さんの氏名が入力されています

良い例 悪い例
記入例 I 〇

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	全食
曜 日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	全食
給 食 申 込		*	*						*	*					*	*	*					*	*					*	*	*		

*印のある日は、給食はありません。

※注意事項

- ・ 全て鉛筆で濃くマークして下さい。
- ・ 左枠欄は上の数字と同じ番号にマークして下さい。
- ・ 今月の給食を全て申込みするときは、全食の欄のみにマークして下さい。
- ・ 曜日に*印のある日は、給食のない日ですのでマークしないで下さい。
- ・ このカードは、機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないで下さい。

1日単位での申し込みはできません。
何もマークしないでください。

- ※ 申し込みをする場合は、右端の「全食」の欄にだけチェックをしてください。
- ※ 申し込みをしない場合は、何もマークしないでください。

5 事務的な手続について

自動振替のお願いと手続き方法

校納金(PTA会費・給食費・教材諸経費等)の納入方法について

本校ではPTA会費、教育助成費、生徒会費、牛乳代金、教材諸経費の納入につきましては、教育的配慮等により銀行預金口座からの自動振替制度を採用しております。

なお、選択方式による中学校給食が実施され、それに伴う給食費についても、同様の納入方法で行っています。趣旨をご理解のうえ、ご協力お願い致します。

※PTA会費・・・月300円で家庭数・教員数【運営費(会議、印刷、業務委託、慶弔、保険など)、活動費(専門部別活動費)】

※教育助成費・・・月1500円で家庭数【学校行事・生徒福祉など、文化部運動部推奨費など、施設設備費、図書費、業務委託費】

※生徒会費・・・月150円で生徒数【生徒会活動、専門委員会活動など】

○振替日 毎月末日(その月の最終営業日、土・日・祝日の場合はその前日)

※新入生については、登録手続きの関係上、第1回振替日は、5月末日です。

○取扱機関 JA新居浜市 伊予銀行 東予信用金庫 愛媛銀行

※JA新居浜市を除く3つの金融機関は、愛媛県内の各本店・支店(支所)であれば取り扱いが可能です。

※上記以外の金融機関では、取り扱いができませんのでご注意ください。

○振替口座 保護者の預金口座(総合口座)より自動振替

○振替金額 令和5年度の月額はおおのとおりのとおりです。

	中学校に兄弟が 在籍していない生徒	中学校に兄弟が 在籍している生徒
生徒活動費	300円	0円
教育助成費	1,500円	0円
生徒会費	150円	150円
牛乳費	800円	800円
合 計(定額)	2,750円	950円
【その他の項目】 ※ 給食申込者は、「給食費」が加算されます。 ※ 購入使用した「教材諸経費」が学年ごとに加算されます。 ※ 希望者には、年度途中から「修学旅行積立金」が加わります。		
【備 考】 ※ 1年生のみ「牛乳費」は5月6月に2か月分ずつ集金し、年度末に清算いたします。2・3年は年度末に清算いたします。		

※ 振替日は、プリント「校納金のお知らせ」で事前にお知らせします。ご確認ください、前日までに口座にご用意ください。

振替日以降は、引き落としができませんので、ご注意ください。引き落としができなかった場合は、現金にて事務室に納入していただくことになります。

「校納金口座振替依頼書」等の記入と提出について

ア. 記入の方法

※ 同封の「校納金口座振替依頼書」を、別紙「ご記入方法」及び「見本」の要領にしたがって記入してください。

【記入上の注意】

○ 用紙は、**3枚複写**になっています。**ボールペン**で、はっきりと記入してください。

イ. 手続の方法

① 「校納金口座振替依頼書」(3枚とも)を、口座のある金融機関に持参し、確認印をもらってください。



② 3枚の内、1枚目を金融機関に提出してください。



③ 2枚目・3枚目を、中学校に提出してください。

※ 同封の「提出用封筒」に記名の上、提出してください。

(ご家庭の控えはありません。学校保管とさせていただきます。)

※ 手続に関してご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

【連絡先】 J A新居浜市本店営業部 (Tel 37-1003) または、
川東中学校・校納金事務担当：山本 (Tel 45-0180)

【提出の方法】

◎ 新入生保護者説明会で、「提出用封筒」に入れて提出していただきます。その際、記入漏れ等がないかを点検させていただきます。受付の時にご提出ください。

◎ 銀行口座の変更、校納金についての質問などがありましたら、上記の校納金事務までご連絡ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

新居浜市教育委員会では市内の各小・中学校に在籍する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）と災害共済給付契約を結んでいます。この制度への加入により、学校の管理下（授業中・学校の教育計画に基づく課外指導中・休憩時間中及び学校が定めた特定時間中・通常の経路での登下校中）で発生した事故による負傷、疾病（給食による中毒、熱中症など）に対する災害共済給付が受け取れます。新居浜市では、子供医療費助成制度の公費助成により、窓口での自己負担分が助成されているので、医療費の給付はありませんが、医療保険で治療に要した費用の1／10が見舞金として給付されます。また入院時、食事療養費の標準負担額がある場合は、その額も加算されます。

新居浜市では原則全員加入のため、入学・転入時に配布される同意書に記入の上、学校長に提出してください。（※在学中は自動更新となります）

○令和5年度JSC災害共済給付制度負担金額

	世帯区分	保護者負担額	市負担額
小・中学校	一般世帯	460円	475円
	準要保護世帯	230円	705円
	要保護世帯	0円	55円

学校の管理下で事故等が起きた場合は

- ①学校に連絡。
- ②学校から書類を受け取る。
- ③受診後、医療機関に必要な書類を提出し記入してもらう。書類は一カ月につき1枚で記入後学校に提出。
- ④審査の結果、給付金が支給されます。

6 災害発生時の対応について

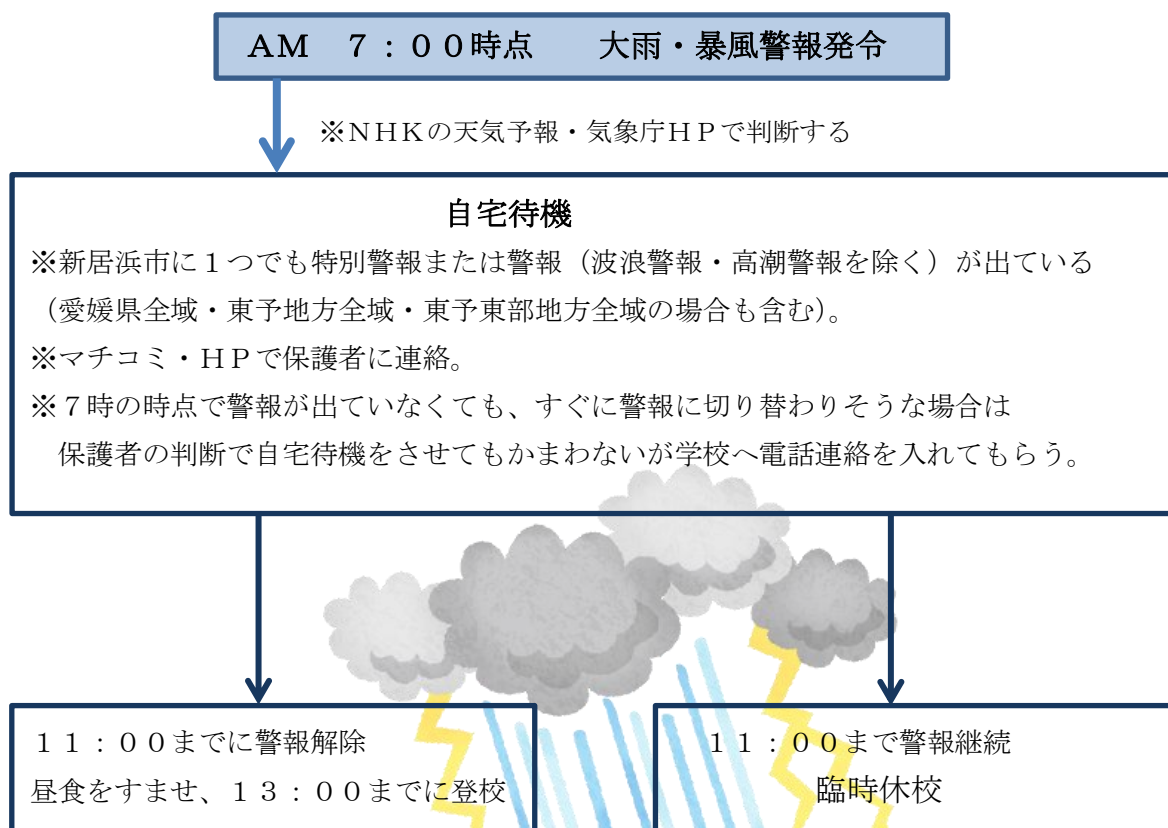
台風などの気象災害、地震などの非常災害が発生した場合は、下記の図のように学校で対応します。学校からマチコミのメール配信やHPでお知らせしますが、生徒の安全確保を最優先してください。

また保護者の判断で自宅待機させる場合は、学校まで連絡をお願いします。

学校では災害発生時には次のような対応を予定していますので、参考までに目を通しておいってください。

気象災害時の対応

【登校前】



【在校時】

警報が発令された場合

STEP 1 生徒の下校の判断

・大雨、洪水、暴風、大雪の警報が発令された場合、授業を継続すれば生徒の下校が不可能になると判断される場合、校長の判断で以下のCASE 1または、CASE 2の対応をとる。

CASE 1 通学路の安全、交通機関の運行が確認された場合は、メール配信システムで知らせ下校させる。（登録していない保護者には、電話連絡をして下校させる。）

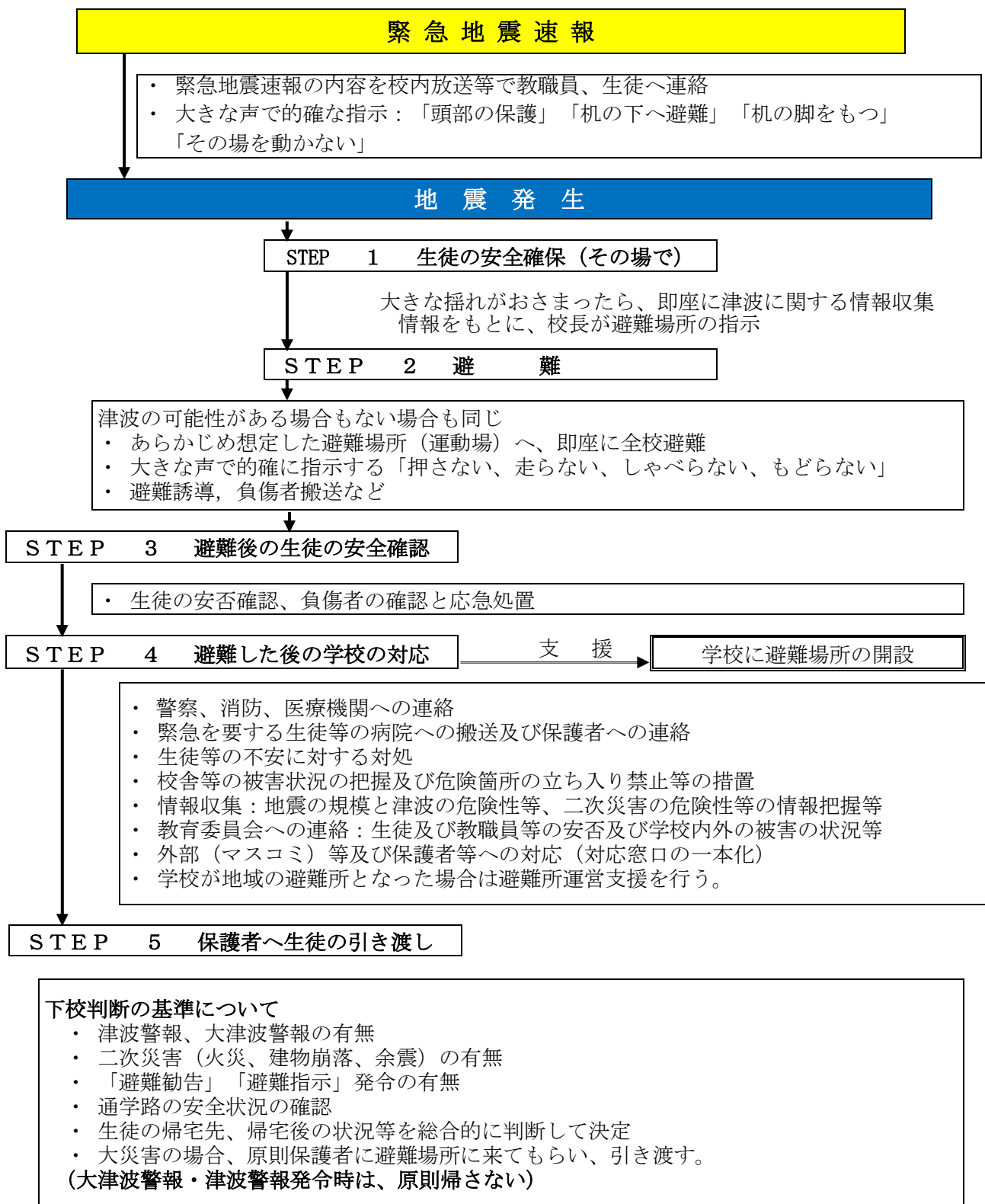
CASE 2 通学路が危険、交通機関の運行に支障が出たときは、生徒の安全な下校方法が確認されるまで学校に待機させる。

STEP 2 生徒の下校について

- ・各種警報も解除され、生徒の安全な下校方法が確認された場合に下校させる。
- ・原則として避難勧告・避難指示が出されている地域においては、生徒だけで下校させない。
- ・保護者が危険を冒して迎えにくることのないように、あらかじめ風水害発生時の学校の対応について説明しておく。

地震・津波への対応（地震・津波発生時の基本対応及びその流れ）

【地震発生時】



非常変災時引き渡しカードについて

学校で就学中に非常変災が起きた場合、迅速かつ安全に生徒の引き渡しができるよう、当校では次のようなカードを作成しております。

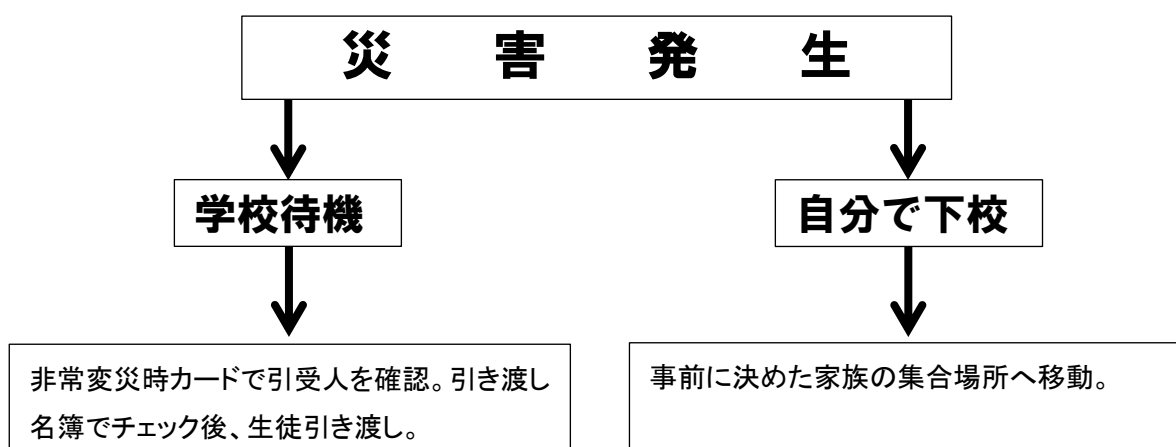
非常変災時引き渡しカード			
	第 1 学年 10 組 51 番		
	氏名 川東 太郎		
	住所 新居浜市神郷二丁目 4 番 1 号		
	連絡先 0897-45-0180		
緊急下校時	引受者名	続柄・連絡先	電話番号
学校待機	① 川東 一郎	父	090-0000-0000
家族の集合場所 川東中学校	② 川東 花子	毎勤務先・〇〇ストア	〇〇-〇〇〇〇
	③ 神郷 次郎	知人	080-0000-0000
在校兄弟 3-11 春子			

見 本

カード作成にあたり、年度初めに生徒調査票をお配りし、必要事項を記入していただきます。その情報を基に作成し、生徒と各引受人分の枚数をお渡しします。

配布したカードを各人で常時携帯している物(財布・免許証入れ等)に入れておいてください。引受人が迎えに来た際にカードを見せていただければ、即時生徒を引き渡すことができます。非常変災時には混乱が予想されますので、カードの携帯にご協力いただきますようお願いいたします。

生徒引き渡しの流れ



災害の被害状況によっては下校させるのが危険と判断した場合、全校生徒は学校待機となります。非常変災時は通信機器が遮断する可能性も高いので、集合場所にいない場合は学校まで迎えに来ていただくようお願いいたします。

7 インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザによる出席停止期間の基準について

インフルエンザ様症状を疑う場合は、必ず病院を受診し、医師の診断に従ってください。

生徒がインフルエンザにかかった場合の欠席は、学校保健安全法等に基づき「出席停止」の扱いとなります。
「出席停止」の期間については

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

※最低、発症（発熱）した後5日を経過するまで「出席停止」となり、それに加え解熱した日によって期間は延長されます。

※「出席停止」の期間は下記の「インフルエンザ出席停止早見表」も参考にしてください。

インフルエンザ出席停止期間早見表（最低、発症した後5日を経過するまで出席停止となり、それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期されます。）

	最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後			
									発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目	発症後9日目
小・中学生	例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能○			
			出席停止									
	例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能○			
			出席停止									
	例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校可能○			
幼稚園児	例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能○				
			出席停止									
	例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能○				
			出席停止									
	例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能○				
幼稚園児	例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能○				
			出席停止									
	例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能○				
			出席停止									
	例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能○				
幼稚園児	例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能○				
			出席停止									
	例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能○				
			出席停止									
	例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能○				

インフルエンザ回復後の手続きについて

インフルエンザと診断された場合は、早急に学校へご連絡ください。回復後、学校から生徒に「感染症による出席停止申請書」を渡しますので、保護者が記入し、学校へご提出いただく（生徒持参で構いません）、出席停止が認められますので、必ず提出をお願いします。

※医師の診断書は必要ありません。

8 保護者へのお願い

家庭でのお願い

川東中学校では『豊かな人間性とたくましい実践力をもった生徒を育てる』ことを目標としています。子供たちの健やかな成長のためにも、家庭と学校で見守っていくことが重要だと考えています。

ご家庭では次のようなことに留意をお願いします。

- 睡眠を十分にとり、朝食を食べて登校する。
- 学校からの配布文書は必ずその日に見せる習慣をつける。
- 宿題を忘れないようにするとともに、毎日家庭で学習する習慣をつける。
- 忘れ物をしないよう前日に準備する習慣をつける。
- 不必要なお金や不必要なもの（危険物・漫画・お菓子・携帯電話など）を持たせない。

家庭での学習の仕方は、HPまたは『いぶき』に載っていますので、参考にしてください。

来校される際のお願い

忘れ物やお弁当などを届けに来た場合は、必ず正面玄関の事務室に寄っていただき、事務室前にある紙に学年・クラス・氏名を記入し、事務室前の棚に置くようにしてください。その際、事務員にお声がけいただくようお願いします。

学校行事や懇談などで来校される時は、事前に学校から配布されるプリントに従って駐車してください。運動会は車での来校が不可となりますのでご注意ください。（特別許可は除く。）

朝7時40分から8時までの間は車での来校はご遠慮ください。

校内での携帯電話・スマートフォンによる通話は緊急時の場合以外はご遠慮ください。

困ったことがあれば

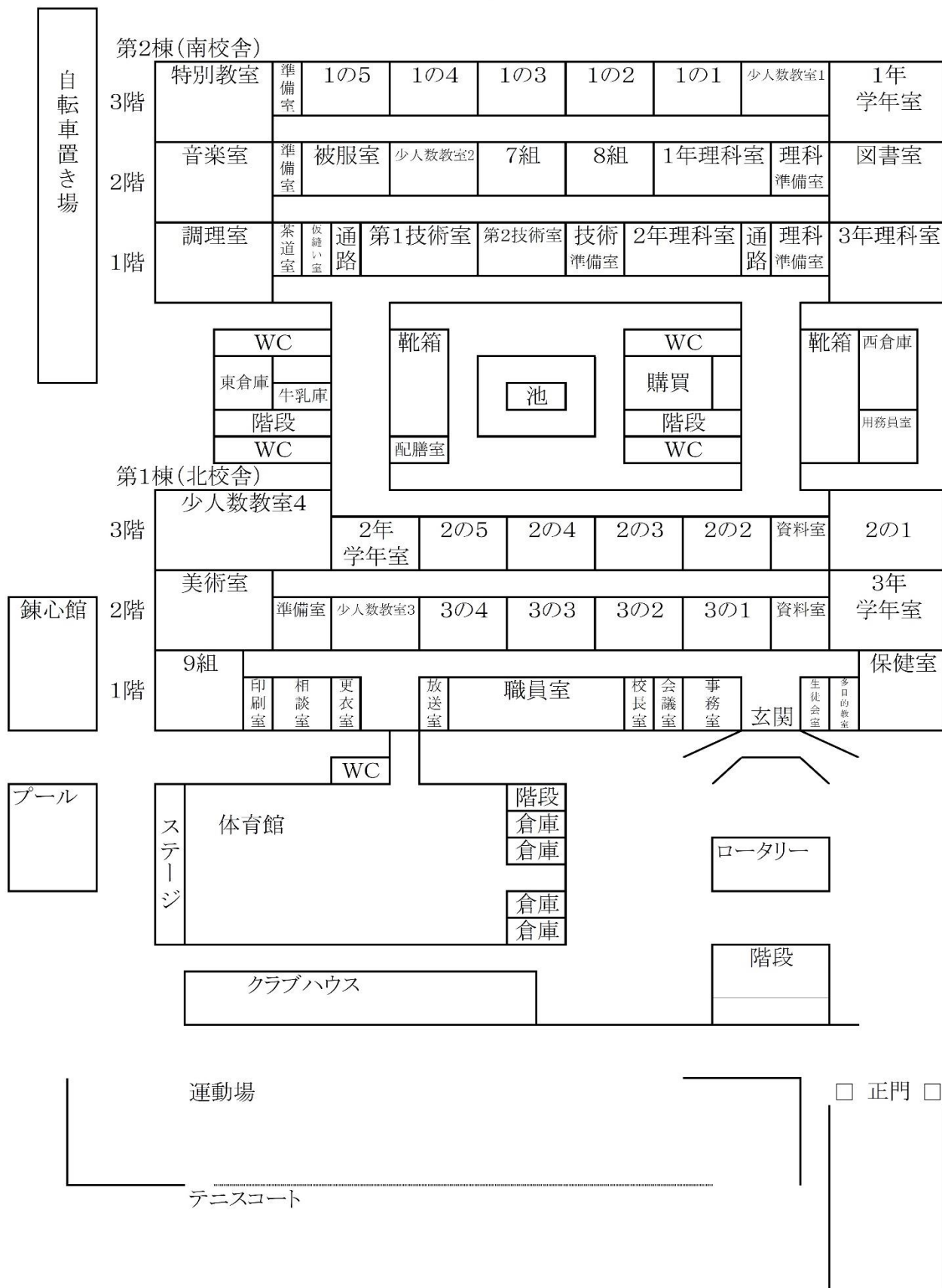
子供のことで困ったことや悩みがある時は、担任・部活動顧問・校長・教頭・生徒指導教諭にご相談ください。

また新居浜市役所子育て支援課でも次のような相談ができますのでご利用ください。

名称	電話番号・場所	業務内容
新居浜市役所 子育て支援課	Tel:0897-65-1242(直通) Fax:0897-37-3844 新居浜市一宮町一丁目5番1号	保育所、子ども医療、 ひとり親家庭医療、養育医療、 児童手当、児童扶養手当、 特別児童扶養手当、児童センター、 児童館、ひとり親・家庭・婦人相談、 婦人保護、子育て支援

9 教室配置図

令和5年度 校舎平面図



10 就学援助費制度について

令和元年9月

新居浜市就学援助制度について

新居浜市教育委員会

就学援助制度は、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者（生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している方）に対して、小・中学校で必要な経費の一部を援助する制度です。

1 対象者

新居浜市の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、世帯収入状況等の認定基準に基づき教育委員会の認定を受けた方。

※認定基準

次の（１）から（３）のいずれかに該当している世帯の方。

- （１）生活保護法の規定に基づく保護の停止又は廃止
- （２）地方税法の規定に基づく市民税（所得割）非課税
- （３）児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の全部受給

2 対象経費及び援助の主な内容

対象となる費用及び内容		援助の額
通学用品費、学用品費	通常必要とする通学用品・学用品の購入費用	定額
校外活動費 (宿泊を伴わない場合)	学校行事として行う観劇等の見学費用	限度額あり
校外活動費 (宿泊を伴う場合)	学校行事として行う少年自然の家等の校外活動に参加するために必要な交通費等	ほぼ実費
修学旅行費	修学旅行に参加するために最低限度必要な交通費、宿泊費、施設見学費等	ほぼ実費
入学準備金 (新入学児童生徒学用品費)	小・中学校に入学する際、通常必要とする通学用品、学用品等の購入費用	定額
学校給食費	学校給食費、牛乳代の費用	実費

※その他 通学費等も対象となる場合があります。

3 申請書等

就学援助を受ける場合には、入学予定の小学校を通じて教育委員会への申請が必要です。

（１）申請書 お様が入学予定の小学校又は学校教育課で配布します。

（２）添付書類

ア、平成31年1月1日現在、新居浜市在住で税の申告をされており、転職・退職等されていない方

◆特に必要な書類はありません

イ、平成31年1月1日現在、新居浜市以外の住所地の方

◆前居住地で発行される「市民税・県民税 所得・課税（非課税）証明書」

ウ、退職をして、現在無職の方

◆退職した年月日が分かる書類（離職票、退職の分かる源泉徴収票等）

エ、「市民税・県民税 所得・課税（非課税）証明書」の該当年（平成30年1月～12月）の職業（勤務先）と現在の職業（勤務先）が違う方

◆前職（勤務先）を退職したことが分かる書類及び現在の収入が分かる書類

※上記のほか、教育委員会が必要に応じて指定する書類があります。

4 申請先及び認定の可否

上記3の申請書等を、入学予定の小学校へ提出してください。なお、認定の可否については、当該学校を通じて保護者の方にお知らせいたします。

5 その他

認定後に申請書と状況が変わった場合は、必ず学校までご連絡ください。

事実と異なる申請内容で認定された場合は、認定取り消しになることがございます。

問合せ先：新居浜市教育委員会事務局 学校教育課 Tel 0897-65-1301
新居浜市立川東中学校 Tel 45-0180

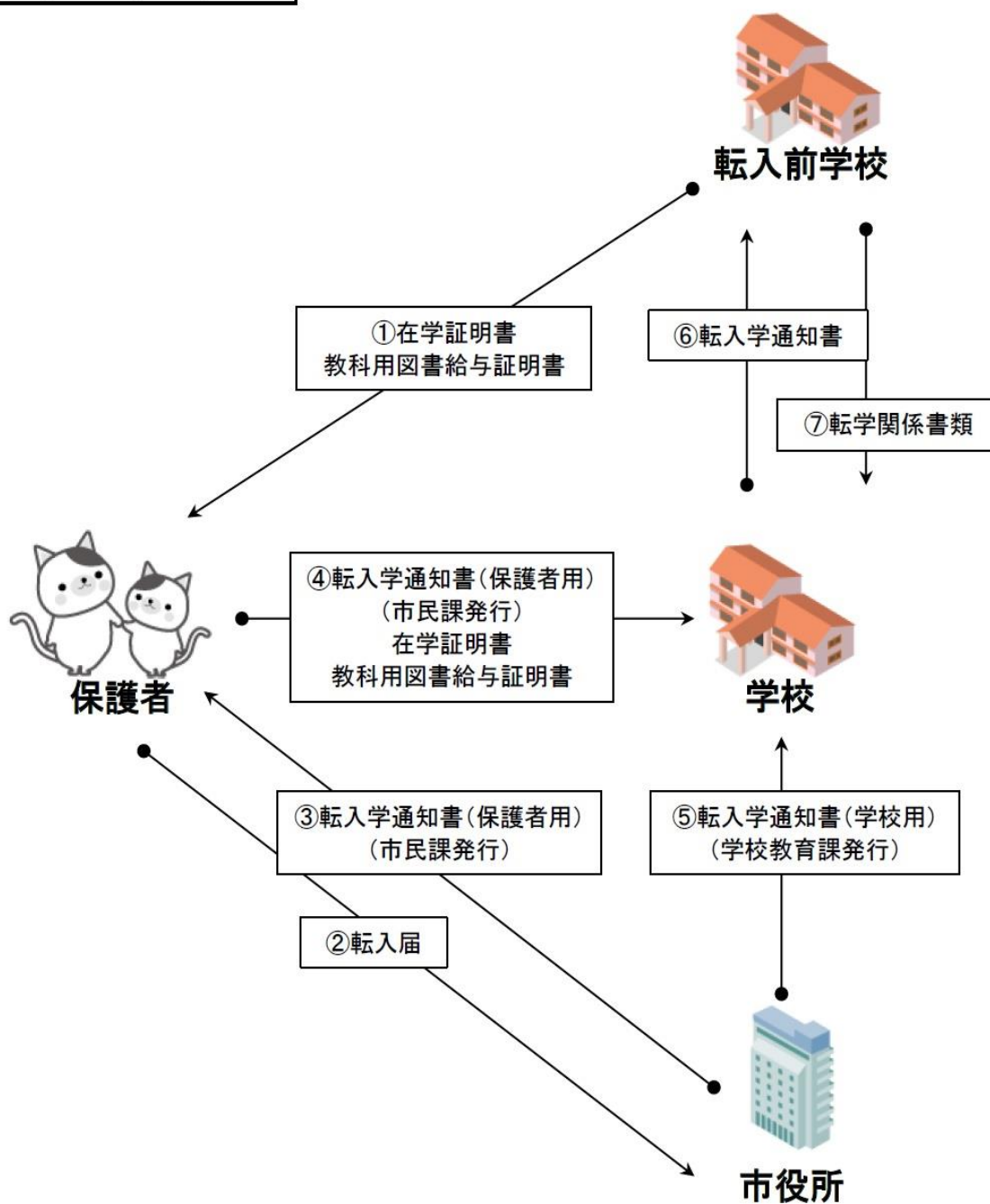
1 1 入学後の転出学について

入学後の転出入について

①転入について

保護者が新居浜市役所市民課に転入届を提出すると、「転入学通知書」が発行されますので、転入前の学校が発行した「在学証明書」と「教科書図書給与証明書」を添えて本校にお持ちください。

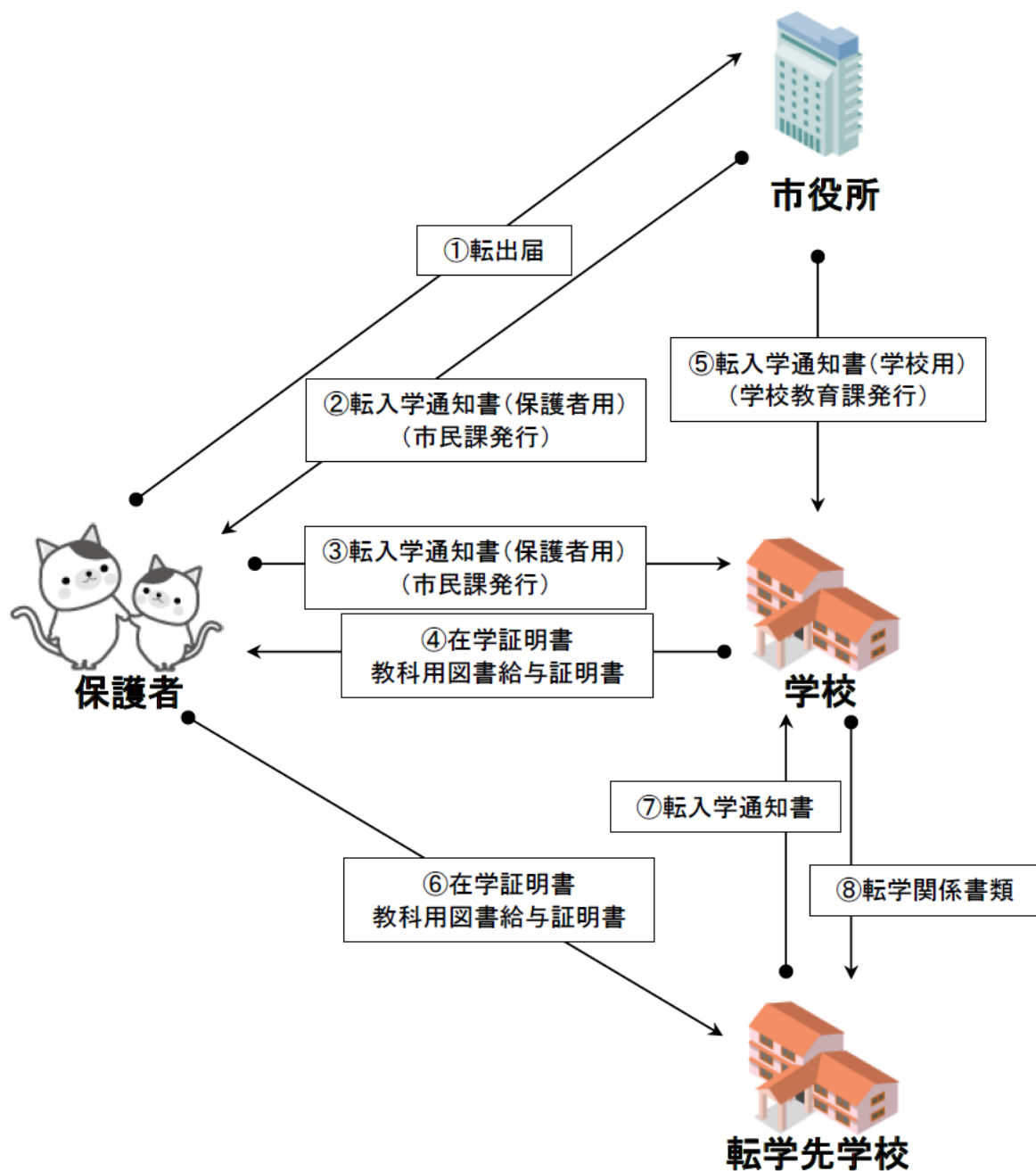
転入学の流れ



②転出について

保護者が新居浜市役所市民課に転出届を提出すると、「転入学通知書」が発行され、その「転入学通知書」を学校へお持ちいただくと、学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」が発行されます。「在籍証明書」と「教科用図書給与証明書」を転出先の学校へお持ちください。

転学の流れ



1 2 『自転車保険加入義務化』について

『自転車保険等加入義務化』について

令和元年12月20日に「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の一部を改正する条例が交付されました。

【改正内容】

- (1) 自転車利用者は、自転車保険等に加入しなければならない。(努力義務から義務)
- (2) 保護者は、監護する未成年者による自転車利用に対して自転車保険等に加入しなければならない。(義務)
- (3) 事業者（学校）は、自転車を利用して通勤（通学）する従業者（生徒）に対し、自転車保険等の加入の有無を確認する。

令和2年度4月1日より施行

この条例改正により、自転車保険等に加入していない生徒は、登下校や学校行事等の活動に自転車の利用を許可することができなくなりました。一般の自転車保険（自動車保険等の自転車特約を含む）や、自転車安全整備店で年一回の点検・整備を受けることで車体に適応される『TSマーク』付帯保険（点検後一年間有効）、愛媛県PTA連合会の『こども総合保険』等に必ず加入していただくようお願いいたします。年に一度「自転車保険等加入状況調査票」を配布し、加入状況を調べさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

また本校に新入学される多くの子どもさんが加入している小学在学時の愛媛県PTA連合会『こども総合保険』は入学年度の4月21日まで有効です。中学校入学時の自動更新はありませんので、入学後改めて加入いただくことになります。なお、現在、自転車保険等に加入されていない方で、次年度から新規に愛媛県PTA連合会『こども総合保険』加入を検討される場合は、4月21日まで補償期間がありませんので、今年度の『こども総合保険』に中途加入していただくか、他の保険等にご加入いただき、未加入期間がないようにご準備ください。

新入生については、4月1日時点での自転車保険等への加入状況を把握させていただきます。新入生保護者説明会の前に事前配布資料に同封してある「自転車保険等加入状況調査票」にご記入の上、ご提出をお願いします。自動車保険等の詳細を27, 28ページの資料及び『自転車保険加入状況調査票』の裏面に記載してありますので、そちらをご参照ください。

愛媛県で自転車を利用するみなさんへ



愛媛県では令和2年4月1日から

自転車損害賠償保険等への

加入が義務化!



みんなに入って
ほしいけん

Q なぜ義務化か?

自転車事故の高額賠償事例

約1億円

自転車利用者の責任による高額賠償が増えており、加害者となった方の賠償責任の補償や被害者の経済的救済を図るためです。

Q ポイントは?

自転車損害賠償保険等への加入（義務）

- 自転車利用者
- 未成年者の保護者
- 自転車を事業で使用する事業者
- 自転車貸付事業者



自転車が関係する交通事故により生じた損害（他人の生命、身体又は財産）を補償するための自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

自転車保険等への加入の確認や情報提供（努力義務）

- 自転車小売業者
- 自転車通勤する従業員がいる事業者



- 自転車貸付事業者



- 学校等



- 自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認
- 未加入者や不明者への情報提供

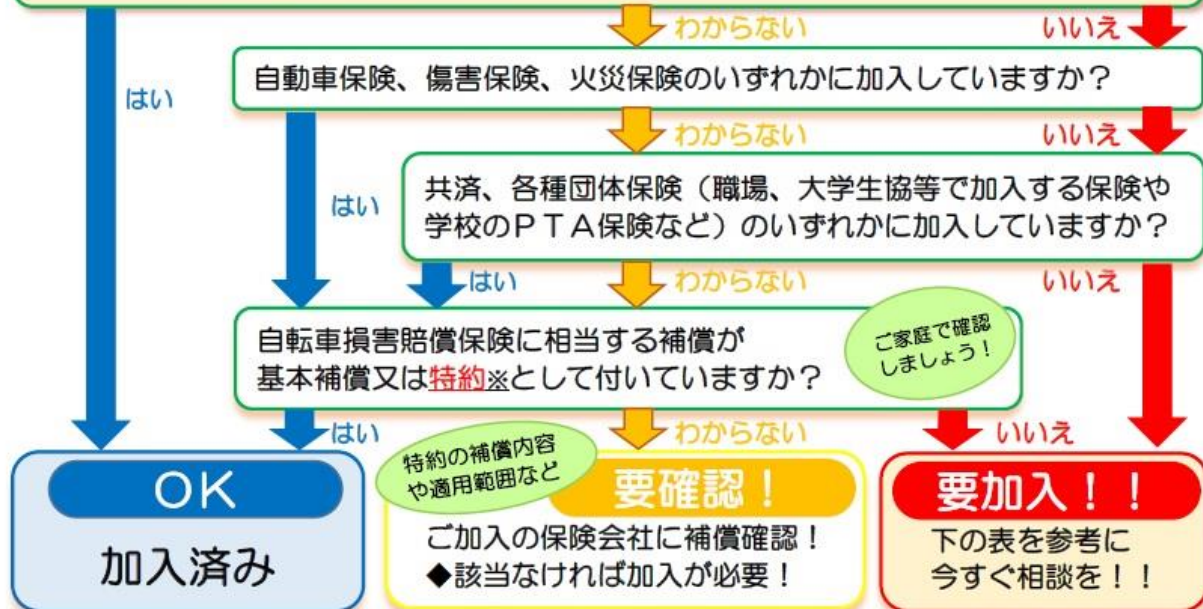
- 借受人に対する貸付自転車の自転車損害賠償保険等の情報提供

- 児童・生徒や保護者に対する自転車損害賠償保険等の情報提供

自転車事故の保険加入状況チェックシート

自転車を利用される方は、この機会にチェックしてみましょう！

自転車利用中の事故により他人にケガをさせてしまった場合などに備え、相手の生命、身体又は財産の損害を補償できる保険（下の表参照）に加入していますか？



※ 特約の名称は、個人賠償責任保険や日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。

※ 特約は、被保険者の家族が含まれる場合があります。

自転車保険の種類

自転車事故に備える保険を確認しよう！

自転車保険の種類はさまざまです。保険代理店や最寄りの自転車販売店に問い合わせましょう！

保険の種類	概要	事故の相手		自分
		生命・身体	財産	生命・身体
個人賠償責任保険	自動車保険の特約、火災保険の特約、傷害保険の特約	○	○	×
傷害保険		×	×	○
Tマーク 付帯保険	自転車安全整備店で購入又は整備を行い、合格した自転車に付与されるもの (保証期間は1年)	○	×	○
自転車保険 ※ 保険会社や保険の種類にもよるが、個人賠償責任保険と損害保険がセットになったものが多い。	各損害保険代理店、自転車保険の取扱いがある銀行の窓口、インターネットや通信販売、一部のコンビニなど	○	○	○
団体保険	会社などの団体保険、PTAや学校が窓口となる保険	保険会社や保険の種類による		
共済	全労災、県民共済の特約など			
カードの付帯保険	各カード会社の保険			
施設賠償責任保険（事業者向け）	業務活動中の事故に備えた保険			

チェックシートのダウンロードはこちら



愛媛県 自転車条例

検索

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課

TEL 089-912-2321 FAX089-941-0119

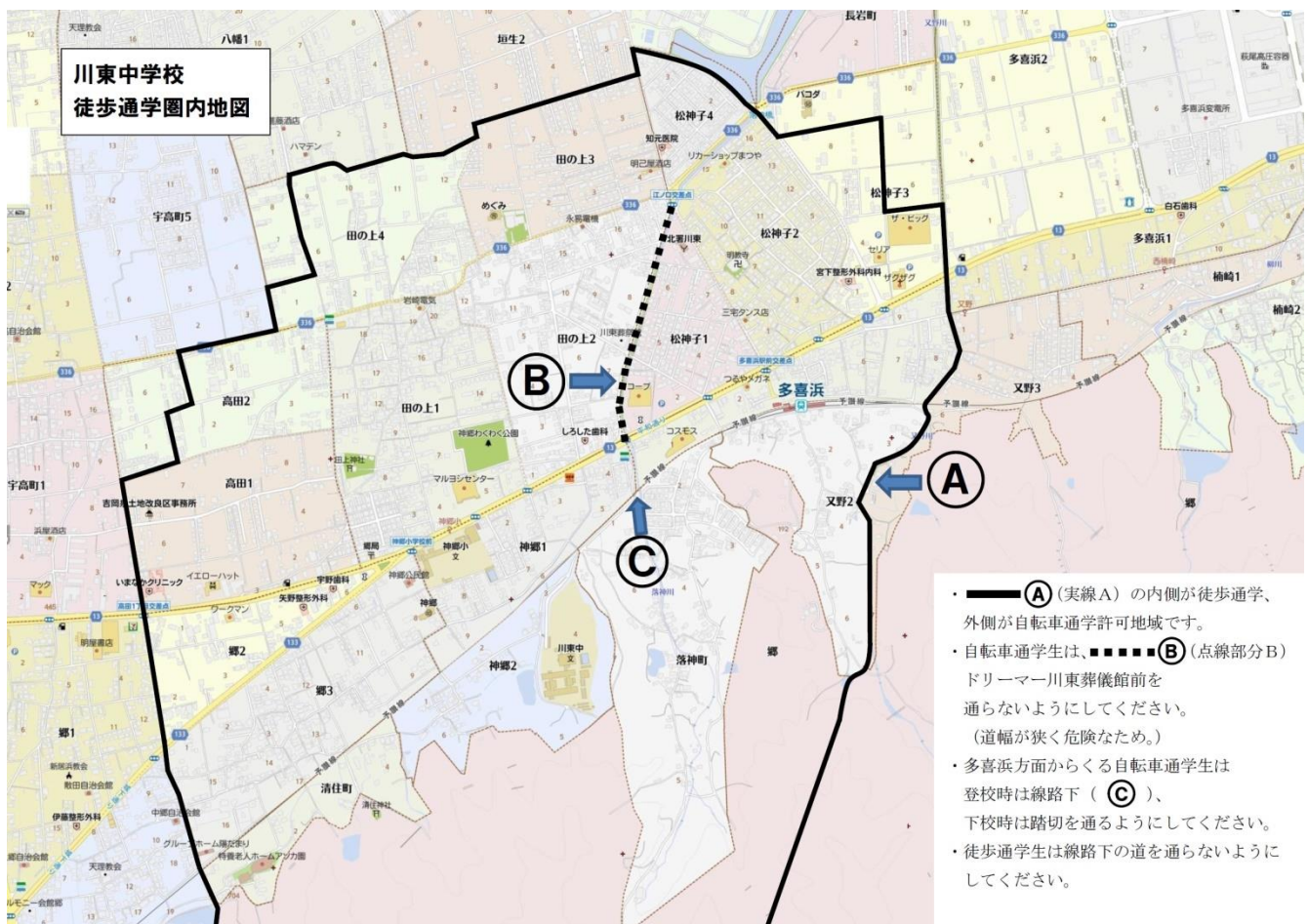
自転車通学許可範囲について

下にある地図の枠外が自転車通学許可範囲です。30ページにある資料「自転車のきまり」、また31ページにある「小・中学生の自転車用ヘルメット着用の奨励について」をよく読んでいただき、ルールを守った自転車使用をお願いします。

新入生については入学後、『自転車通学許可願』の提出及び自転車点検を経て、自転車通学が正式に許可されます。ただし、自転車通学許可範囲にお住まいの場合のみ、入学式の翌日から、仮の自転車通学許可をいたします。

また、部活動に入部した場合、ご家庭からの申請と部活動顧問の承認により、部活動日のみ自転車通学を許可します。（※1年生の部活動生については、原則として、総体が終了し3年生が引退し、駐輪場のスペースが確保できてから自転車通学を許可しています。）

徒歩圏内で部活動に入っていないお子さまでも、授業や課外活動等で自転車を利用する機会がありますので、入学後に自転車点検を受け、『自転車利用許可願』を提出していただきます。



自転車についてのきまり

新居浜市立川東中学校

令和5年4月

1 自転車についての市内申し合わせ事項

- ・ 安全第一に考えて、身体にあった自転車であること。
- ・ 中学生が使用する自転車として高価すぎないこと。
- ・ 故意に改造したり、不要と思われる付属品がついたりした自転車でないこと。

2 必ずつけるもの

- ・ ライト
- ・ 反射板
- ・ 両足スタンド
- ・ カバンをとめる荷台
(自転車通学時はカバンを荷ひもで荷台にくくり付けること。)
- ・ 前かご
- ・ ベル（派手でなく、目立たないもの）

3 本校ならびに本校の教育活動で自転車を利用するときのきまり

- (1) 全員ヘルメットを着用すること。
- (2) 自転車点検を受け、学校が発行する番号ステッカーを所定の位置に貼った自転車であること。
- (3) 校内では下車して自転車を押すこと。
- (4) 自転車置き場では、スタンドを白線に合わせて置く。ハンドルは左に切って整頓すること。
- (5) 土、日曜日、休日、休業中の部活動生徒の自転車の利用について
 - ① 徒歩通学生も安全に留意しながら、自転車で登校しても良いものとする。
 - ② 自転車置き場は、自分の学級の置き場または部で決められた自転車置き場を利用すること。
 - ③ 自転車利用の指導・監督は、部顧問に一任する。

令和元年12月15日

新居浜市小・中学校
保護者の皆様へ

新居浜市小・中学校長会
新居浜市教育委員会
新居浜市PTA連合会
新居浜警察署

小・中学生の自転車用ヘルメット着用の奨励について

小・中学生の自転車乗用中の交通事故は、後を絶ちません。市内でも「ヘルメットをかぶっていれば、重症化が防げたのに・・・」という中学生の重大事故が起きています。道交法※₁では、「13才未満の児童または幼児の保護責任者は、児童等を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」と規定されています。さらに、県条例※₂ではそれに加えて、「全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用する」ことを励行事項としています。

しかし、中学生の登下校時のヘルメット着用は、概ね定着しているものの、平常時のヘルメット着用状況は、十分とは言えません。また、小学生についても校区によって着用率に違いがあるようです。これを受け、上記発信者連名により小・中学生の自転車用ヘルメットの着用を強く奨励するものです。

各家庭におかれましては、上記の趣旨をご理解の上、児童、生徒に対して自転車乗用時のヘルメット着用をご指導くださいますようお願い申し上げます。

【参考】(2019.4～)

新居浜市中学校の自転車用ヘルメット規定の変更について

新居浜市中学校長会

新居浜市の全中学校では、上記の「小・中学生の自転車用ヘルメット着用の奨励について」を受けて、自転車用ヘルメットについての規定を次の通り変更することとしました。2019年度より施行いたします。来年度、中学校入学予定のご家庭は、準備の程よろしく願いいたします。

- 1 これまでの学校指定の自転車用ヘルメットの規定を廃止し、購入先も含めて色、形状等は自由とする。ただし、安全マーク（SGマーク）が付いているものとする。
- 2 小学校で購入した自転車用ヘルメットは、中学校でも引き続いて使用できる。ただし、ヘルメットの耐用年数等を考慮し、適切な時期に買い替えなければならない。

※1：道路交通法第63条の11

※2：愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例第5条第4項の1

14 川東中学校校則

川東中生のきまり

1 学校生活

- (1) 始業時刻は、8:00とする。また、下校時刻は、原則として16:05とする。
- (2) 通学は、徒歩または自転車とする。自転車通学区は、別に定める。
- (3) 登校後は無断外出をしない。
- (4) 事故防止のために、許可なく屋上に上がったり、清掃時間以外にベランダに出たりしない。
- (5) 部活動は、別に定める。

2 服装、持ち物

- (1) 学校生活では、学習、運動に適した、清潔でさわやかな身だしなみをする。ただし、服装は学校指定の服および体操服とする。

ア 男子冬服

上着、ズボンともに標準型、標準マーク付きのものとする。白カッターシャツ(白ポロシャツ)を中に着る。

イ 男子中間服

上着は白長袖カッターシャツとする。ズボンは標準型、標準マーク付きのものとする。

ウ 男子夏服

上着は白半袖カッターシャツ、白半袖開襟シャツ、白ポロシャツとする。ズボンは、標準型、標準マーク付きのものとする。

エ 女子冬服

学校指定の冬用セーラー服とする。

オ 女子中間服

上着は角襟ブラウス、白ポロシャツとする。1年生は、丸襟ブラウスでもよい。スカートはジャンパースカートとする。ベルトを付ける。

カ 女子夏服

学校指定の夏用セーラー服とする。

キ 靴下

白地でワンポイントまでとする。

- (2) 次の持ち物は、学校指定とする。

かばん、ナップサック、上履き(学校指定のスクールシューズ)、通学靴(白一色のひも付き運動靴)。通学靴は授業でも併用するので、ファッションシューズ・スニーカー・特定の種目のシューズ(テニス・バスケットボール等)、靴底の平らなデッキシューズは不可。スポーツバックは希望者が指定のものを購入。

3 所持品

危険なもの、学校生活に不必要なもの(危険物・漫画・お菓子・携帯電話など)は持ってきてはいけない。不必要な金銭も持ってこない。

4 改正の手続き

- (1) このきまりの改正は、生徒会、教員、保護者の三者によって合意され、校長の承認を得なければならない。
- (2) きまりの改正についての意見や要望は、生徒会や PTA 議員会を通して行う。

川東中生徒心得

1 頭髪など

(1) 前 髪

目にかからない。眉毛が見える程度の長さである。

(2) 横 髪

男子は耳に被さらない程度とする。

(3) 後ろ髪

男子は長く残さない。

女子は肩を結ぶ線程度とし、それより長い場合は、一つか二つに束ねてゴム(黒・紺・茶)でくる。

(4) その他

ア 余分な手を加えない。(染色、脱色、パーマ、整髪料などは不可、ストレートパーマ、ヘアアイロンも不可。)

イ 後ろ髪だけ残すなどの、特異な髪型はしない。

ウ 眉を薄くしたり、細くしたりしない。

2 服装、持ち物など(学習、運動に適した、清潔でさわやかな身だしなみ)

(1) ピアス・ブレスレット・ネックレス・カラーコンタクトなどの装飾品は身に付けない。

(2) 爪を伸ばしたり、マニキュアを塗ったりしない。

(3) 男子のズボンをずらしてはいたり、シャツを出したりしない。

(4) 女子のスカートの長さは、膝が隠れる長さとする。

(5) 女子のリボンを極端に短くしない。

(6) 冬季には防寒着としてセーター、トレーナーなどを着用してもよいが、派手でないもの。

(7) ジャンパー・オーバーなどは、原則として着用しない。

(8) マフラー・手袋は、登下校時のみとする。

(9) 原則としてカバンで登校すること。

(10) 水筒にお茶・スポーツドリンクを入れて持ってきててもよいが、休み時間と部活動時のみの飲用とする。
ペットボトルホルダーを使用していれば、ペットボトルも可。

(11) かばんやナップサック、スポーツバッグに落書きをしない。お守り以外のものは付けない。

3 靴下・下着・ベルト

(1) 靴下は、メッシュ・レース・ルーズソックスは不可。長すぎず、くるぶしがかくれるものとする。部活動で使用するストッキングなどは、部活動時のみ使用する。

(2) 下着は、必ず着用する。男女ともに下着として白Tシャツを着用してもよい。柄は胸元のワンポイント(メーカー名、マークなど)程度はよいが、大きく透けて見えるようなものは不可。

(3) 男子は、黒色か茶色で派手でないベルトを着用する。

4 その他

(1) 下校中や部活動の行き帰りに、コンビニなどに寄ったり、自動販売機で買ったりして、飲食をしない。ただし、休日の部活動の試合等については顧問の許可があれば可。

(2) いたずらや盗難防止のため、自転車に鍵をかける。

- (3) 自転車での登下校時には、必ず鞆を荷台にくくりつける。
- (4) カラオケボックスやボーリング場、ゲームセンターなどへは、保護者同伴で行く。
- (5) 校外への外出の際も、中学生としてふさわしい行動や身だしなみを心がける。